

三次市不妊検査・一般不妊治療費助成事業のお知らせ

三次市では、不妊検査・一般不妊治療を受けられるご夫婦の経済的・精神的負担の軽減を図るため、平成29年4月1日から検査・治療費を助成します。

助成の対象者

次の要件をすべて満たす方が助成の対象です。

- ①法律上の婚姻をしている夫婦であること。
- ②治療開始日以降及び申請日において夫婦ともに市内に住所を有していること。
- ③医療保険各法の被保険者等であること。
- ④夫婦ともに納税すべき市税等に滞納がないこと。
- ⑤妻の年齢が43歳未満であること。



助成の内容と申請期限

医療機関で行った、不妊検査・一般不妊治療に要した費用（入院費や食事代など治療に直接関係のない費用は除く）に対して、不妊検査・一般不妊治療費の全額を助成します（ただし、他の法令等による助成金および他の自治体による助成金を除いた金額とする）。

助成対象期間は、検査・治療を開始した日から12か月間とし、検査・治療を開始した日から12か月後または検査・治療が終了した日の翌日から2か月以内に申請してください。

※助成対象となる費用・・・平成29年4月1日以降に検査・治療を開始した、医療保険適用および保険適用外の一般不妊の治療や検査にかかる自己負担額が対象になります。

申請の方法・必要なもの

助成を受けようとする人は、次の書類を提出してください。
内容を審査のうえ、申請者に承認（不承認）決定通知を送付し、指定された口座に振り込みます。

- ①不妊検査・一般不妊治療費助成申請書
- ②不妊検査・一般不妊治療費助成申請に係る証明書
- ③不妊検査・一般不妊治療費にかかる医療機関の発行する領収書（診療報酬明細書）原本
- ④婚姻関係及び住所が確認できる書類（夫婦の住民票、戸籍謄本）
- ⑤健康保険証
- ⑥印鑑
- ⑦申請者の振込先の預金通帳やカード
- ⑧他の法令等による助成金または他の自治体による助成決定通知書
- ⑨上記助成申請に係る証明書

※④⑤は、省略できる場合があります。

【申請・問い合わせ先】

三次市健康推進課（〒728-8501 三次市十日市中二丁目8番1号）

電話（0824）62-6232 / FAX（0824）62-6382

Email: kenko@city.miyoshi.hiroshima.jp



三次市不妊治療費助成事業について

三次市では、不妊治療を受けられているご夫婦に対して、特定不妊治療にかかる費用を助成しています。

1 助成を受けることができる人

次の要件をすべて満たす方です。

○夫婦ともに三次市に住所のある方（県への申請時から）

※ただし、居住実態のない方は除きます。

○広島県の不妊治療支援事業において、不妊治療費助成の承認決定された方

○市税等を滞納していない世帯

2 助成の内容

指定医療機関で行った、体外受精または顕微授精に要した費用（入院費や食事代など治療に直接関係のない費用は除く。）に対して、**広島県の不妊治療費助成額を除いた費用の全額**を助成します。

（助成期間及び助成回数は広島県の不妊治療支援事業と同じです。）

3 申請の方法

- (1) 三次市の不妊治療費助成を受けるには、広島県の不妊治療費助成が決定していなければなりません。
- (2) 広島県の不妊治療費助成が決定した日から起算して**1か月以内**に、助成申請書を提出してください。

【申請に必要な物】

- ・申請書
- ・広島県不妊治療支援事業承認決定通知書（写し）
- ・医療機関の証明書（写し）
- ・領収書（原本）
- ・印かん
- ・申請者名義の振込先口座を確認できるもの
- ・転入された方は、助成要件確認のため、夫婦の居住実態や世帯の市税等の納付状況について確認できる関係書類の提出が必要です。

<申請・お問い合わせ先>

三次市福祉保健部 健康推進課 健康企画係

電話 (0824) 62-6232

FAX (0824) 62-6382

メール kenko@city.miyoshi.hiroshima.jp

〒728-8501

三次市十日市中二丁目8番1号（三次市役所 東館2階）

三次市不育治療費助成事業のお知らせ

三次市では、不育症治療を受けられるご夫婦の経済的負担の軽減を図るため、平成28年4月1日から治療費を助成します。

不育症とは・・・妊娠しても流産や死産を繰り返す場合を「不育症」と呼んでいます。一般的には2回連続した流産や死産があれば、専門の医療機関を受診し原因を調べていただくことをお勧めします。

助成内容

1回の治療期間（診断を受け治療を開始した後、1回の妊娠成立から妊娠終了までの期間）に要した助成対象となる費用（※）を助成します。

※助成対象となる費用・・・平成28年4月1日以降に終了した、不育症治療専門医療機関で受けた医療保険適用外の不育症の治療や検査にかかる医療費が対象になります。

助成の対象者

次の要件をすべて満たす方が助成の対象です。

- ①法律上の婚姻をしている夫婦であること。
- ②治療開始日以降及び申請日において夫婦ともに市内に住所を有していること。
- ③医療保険各法の被保険者等であること。
- ④夫婦ともに納税すべき市税等に滞納がないこと。
- ⑤夫婦の前年所得（1～5月の申請の場合は前々年所得）の合計額が730万円未満であること。

※所得の計算は、児童手当法施行令を準用します。

申請の方法・必要なもの

助成を受けようとする人は、治療が終了した日の翌日から1か月以内に、次の書類を提出してください。内容を審査のうえ、申請者に承認（不承認）決定通知を送付し、指定された口座に振り込みます。

- ①不育治療費助成申請書
- ②不育治療費助成申請に係る証明書
- ③不育治療にかかる医療機関の発行する領収書（診療報酬明細書）原本
- ④婚姻関係及び住所が確認できる書類（夫婦の住民票、戸籍謄本）
- ⑤所得が確認できる書類（所得証明書）
- ⑥健康保険証
- ⑦印鑑
- ⑧申請者の振込先の預金通帳やカード

※④⑤⑥は、省略できる場合があります。



【申請・問い合わせ先】

三次市健康推進課（〒728-8501 三次市十日市中二丁目8番1号）

電話（0824）62-6232 / FAX（0824）62-6382

E-mail : kenko@city.miyoshi.hiroshima.jp

広島県不妊治療支援事業の概要

広島県では、特定不妊治療（体外受精・顕微授精）を受けておられるご夫婦に対して、費用の一部を助成しています。

1 助成を受けることができる人

助成対象者は、次の要件を全て満たす方となります。

- (1) 治療開始時に法的に婚姻している夫婦であって、申請時に広島県内に住所を有すること
※単身赴任等により、夫婦のいずれか一方のみが県内に住所を有する場合も可となります。
※広島市、呉市、福山市の方はそれぞれの市へ申請してください。
- (2) 体外受精または顕微授精以外では、妊娠の見込みがないと医師が判断し、指定医療機関で治療を受けたこと
- (3) 治療期間初日における妻の年齢が43歳未満であること
- (4) 夫婦の前年所得（1月から5月までの申請については前々年の所得）の合計額が730万円未満であること

2 助成対象となる治療

指定医療機関で受けた保険適用外の特定不妊治療（体外受精・顕微授精）が対象となります。

なお、医師の判断に基づき、止むを得ず治療を中止した場合についても、卵胞が発育しない等により卵子採取以前に中止した場合を除き、助成の対象となります。

【体外受精・顕微授精の治療ステージと助成対象範囲】

治療内容	採卵まで				採精（夫）	胚移植						助成対象範囲	
	（自然周期で 薬品投与（点鼻薬） を行う場合もあり）	（自然周期で 薬品投与（注射） を行う場合もあり）	採卵	（前培養・媒精 受精 （顕微授精）・培養）		新鮮胚移植		凍結胚移植			（胚移植のおおむね2週間後） 妊娠の確認		
						胚移植	黄体期補充療法	胚凍結	（自然周期で 薬品投与 を行う場合もあり） 胚移植	黄体期補充療法			
平均所要日数	14日	10日	1日	1日	2～5日	1日	10日		7～10日	1日	10日	1日	
A 新鮮胚移植を実施													
B 凍結胚移植を実施*													
C 以前に凍結した胚を解冻して胚移植を実施													
D 体調不良等により移植のめどが立たず治療終了													助成対象
E 受精できず または、胚の分割停止、変性、多精子授精などの異常授精等により中止													
F 採卵したが卵が得られない、又は状態のよい卵が得られないため中止													
G 卵胞が発育しない、又は排卵終了のため中止													対象外
H 採卵準備中、体調不良等により治療中止													対象外

* B: 採卵・受精後、1～3周期程度の間隔を空けて母体の状態を整えてから胚移植を行うとの当初からの治療方針に基づく治療を行った場合。

* 採卵準備前に男性不妊治療を行ったが、精子が得られない、又は状態のよい精子が得られないため治療を中止した場合も助成の対象となります。

【対象となる治療費】

○特定不妊治療

採卵準備のための投薬、注射、採卵及び胚移植、精子、卵子、受精胚の凍結料、妊娠確認検査費用

○男性不妊治療

特定不妊治療のうち精子を精巣又は精巣上体から採取するための保険適用外の手術、凍結費用

※精巣内精子回収法（TESE（C-TESE、M-TESE））、精巣上体精子吸引法（MESA）、精巣内精子吸引法（TESA）、経皮的精巣上体精子吸引法（PESA）等

3 助成内容

(1) 助成額

助成限度額 1 回 15 万円

※ただし、以前に凍結した胚を解凍して胚移植を実施する治療や採卵したが卵が得られない、又は状態のよい卵が得られないため中止した治療については、1 回 7 万 5 千円

初回申請時加算 15 万円

※ただし、以前に凍結した胚を解凍して胚移植を実施する治療や採卵したが卵が得られない、又は状態のよい卵が得られないため中止した治療、男性不妊治療のみの場合は、加算の対象外

男性不妊治療加算 15 万円

※ただし、以前に凍結した胚を解凍して胚移植を実施する治療については、対象外
男性不妊治療初回加算 15 万円

※ただし、対象となる治療は平成 31 年 4 月 1 日以降に行った男性不妊治療に限る

(2) 助成回数

妻の治療開始時の年齢が 39 歳以下の場合、43 歳になるまで通算 6 回

妻の治療開始時の年齢が 40 歳以上の場合、43 歳になるまで通算 3 回

※他の都道府県、指定都市及び中核市で実施する助成事業により助成を受けた場合には、広島県の通算助成回数に含めます。

4 申請書類

申請様式は、各申請窓口で配布しています。また、県のホームページからもダウンロードできます。

(1) 不妊治療支援事業申請書（様式第 1 号）

(2) 不妊治療費助成申請に係る証明書（広島県統一様式）

(3) 戸籍謄本（原本）（初回申請時のみ）

(4) 住民票（原本・世帯員全員記載、続柄記載、申請日の 3 か月以内に発行されたもの。）※

(5) 夫婦それぞれの所得・課税証明書（所得額及び控除額の記載があるもの。収入が無い場合も提出が必要。）※源泉徴収票は不可。

ア 令和元年 6 月～令和 2 年 5 月に申請する場合：令和元年（平成 31 年）度の証明書〔平成 30 年分所得〕

イ 令和 2 年 6 月～令和 3 年 5 月に申請する場合：令和 2 年度の証明書〔令和元年（成 31 年）分所得〕

(6) 領収書の写し（治療期間中の全ての領収書）

(7) 振込先口座の通帳の写し（口座番号・口座名義人・銀行本支店コード等が記載された頁）

※この事業は「行政手続きにおける特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律（いわゆるマイナンバー法）」の**対象外事務**です。添付書類（住民票等）は、すべて個人番号（マイナンバー）の記載のないものをご用意ください。

5 申請期限

申請期限は、対象となる治療が終了した日の翌日から起算して2か月以内となります。

6 申請窓口

申請書は添付書類を添えて次の窓口にご提出ください。(郵送可)

お住まいの市町	申請窓口(広島県の保健所・支所)	所在地	電話番号
大竹市・廿日市市	西部保健所(保健課)	廿日市市桜尾 2-2-68	0829-32-1181
安芸高田市・府中町・海田町・熊野町・坂町・安芸太田町・北広島町	西部保健所広島支所(保健課)	広島市中区基町 10-52 農林庁舎 1階	082-513-5526
江田島市	西部保健所呉支所(厚生保健課)	呉市西中央 1-3-25	0823-22-5400
竹原市・東広島市・大崎上島町	西部東保健所(保健課)	東広島市西条昭和町 13-10	082-422-6911
三原市・尾道市・世羅町	東部保健所(保健課)	尾道市古浜町 26-12	0848-25-4641
府中市・神石高原町	東部保健所福山支所(保健課)	福山市三吉町 1-1-1	084-921-1311
三次市・庄原市	北部保健所(保健課)	三次市十日市東 4-6-1	0824-63-5181

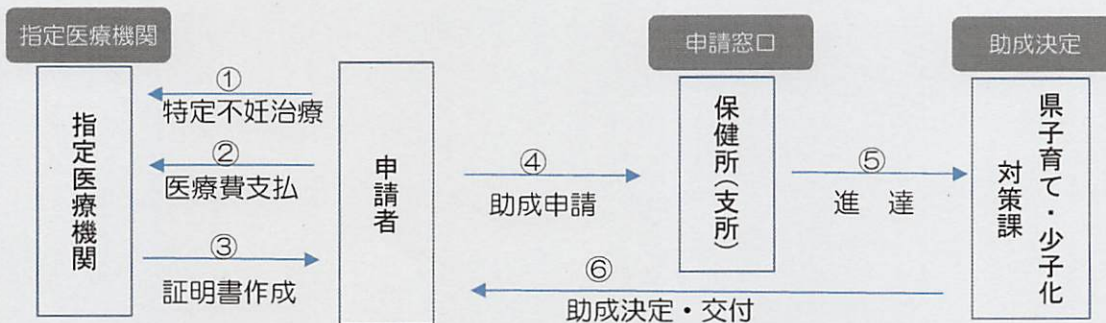
※広島市、福山市、呉市に住所のある方は、お住まいの市に問い合わせ・申請してください。

7 指定医療機関について

広島県内の指定医療機関及び他の都道府県、指定都市、中核市が指定している指定医療機関での治療も助成対象となります。

医療機関名	郵便番号	住 所	電話番号
竹中産婦人科クリニック	730-0017	広島市中区鉄砲町 9-10	082-502-8212
絹谷産婦人科クリニック	730-0035	広島市中区本通 8-23	082-247-6399
広島 HART クリニック	732-0822	広島市南区松原町 3-1-301	082-567-3866
県立広島病院	734-8551	広島市南区宇品神田 1-5-54	082-254-1818
香月産婦人科	733-0812	広島市西区己斐本町 2-14-24	082-272-5588
広島中央通り 香月産婦人科	730-0029	広島市中区三川町 7-1	082-546-2555
IVF クリニックひろしま	732-0822	広島市南区松原町 5-1 BIG FRONT ひろしま 4F	082-264-1131
笠岡レディースクリニック	737-0811	呉市西中央一丁目 3-9 5F	0823-23-2828
医療法人社団幸の鳥レディースクリニック	721-0907	福山市春日町 1-7-14	084-940-1717
よしだレディースクリニック内科・小児科	721-0955	福山市新涯町三丁目 19-36	084-954-0341

8 申請手続きの流れ



9 市・町の助成制度

以下の市・町では、県の特定不妊治療費助成のほか、独自に上乗せ助成を実施していますので、詳細な内容や要件などを確認してください。

【特定不妊治療に係る上乗せ制度実施市町：令和元年6月1日現在】

お住まいの市町	申請窓口	所在地	電話番号
竹原市	健康福祉課 健康対策係	竹原市中央三丁目 14 番 1 号	0846-22-7157
三原市	保健福祉課	三原市港町3丁目5番1号	0848-67-6061
尾道市	健康福祉課すこやか親子係	尾道市門田町2番5号	0848-24-1960
府中市	健康医療課元気づくり係	府中市広谷町919番地3	0847-47-1310
三次市	健康推進課 健康企画係	三次市十日市中二丁目8番1号	0824-62-6232
庄原市	保健医療課医療予防係	庄原市中本町一丁目10-1	0824-73-1155
大竹市	保健医療課 保健予防係	大竹市小方一丁目11番1号	0827-59-2140
廿日市市	子育て応援室	廿日市市下平良一丁目11番1号	0829-30-9188
安芸高田市	健康長寿課健康推進係	安芸高田市吉田町吉田791番地	0826-42-5633
江田島市	子育て支援課	江田島市江田島町中央4-18-28	0823-42-2852
府中町	子育て支援課	安芸郡府中町大通三丁目5番1号	082-286-3163
海田町	保健センター	安芸郡海田町中店8-33	082-823-4418
熊野町	子育て・健康推進課	安芸郡熊野町中溝一丁目1番1号	082-820-5637
坂町	保険健康課 保険健康係	安芸郡坂町平成ヶ浜一丁目1番1号	082-820-1504
安芸太田町	健康づくり課	山県郡安芸太田町大字下殿河内236番地	0826-22-0196
北広島町	保健課 健康増進係	山県郡北広島町有田1234番地	050-5812-1853
大崎上島町	保健衛生課	豊田郡大崎上島町木江4968	0846-62-0330
世羅町	子育て支援課	世羅郡世羅町大字本郷947	0847-25-0295
神石高原町	保健課（子育て支援係）	神石郡神石高原町小畠1701番地	0847-89-3368

広島県健康福祉局子育て・少子化対策課

☎082-513-3175

R1.6改訂